

## 青森公立大学図書館利用規程

平成21年4月1日

規程第124号

改正 平成23年 3月規程第 18号

平成24年 3月規程第 15号

### (趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学図書館規程（平成21年規程第121号）第8条の規定に基づき、青森公立大学図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書館資料（以下「図書」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。ただし、第1号から第4号までに該当する者にあっては、休職、休学又は停学中の者を除く。

- (1) 本学の教員及び研究員（非常勤講師及び客員研究員を含む。以下「教員等」という。）
- (2) 本学の事務職員（以下「職員」という。）
- (3) 本学の大学院学生（科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び研究生を含む。以下「大学院生」という。）
- (4) 本学の学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び研究生を含む。以下「学生」という。）
- (5) 図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けた者（以下「利用証交付者」という。）

### (利用証)

第3条 館長は、前条第5号の許可を与えるときは、当該許可を与える者に対し、青森公立大学図書館利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

- 2 利用証は、貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 利用証交付者は、利用証を紛失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。
- 4 館長は、前項の届出があった者に対し、利用証の再交付を行うことができる。

### (休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 本学の休業期間中において館長が別に定める日

2 その他、館長が必要と認めた日は、臨時に休館することができる。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 午前9時から午後8時

(2) 土曜日 午前9時から午後5時

2 本学の試験期間中及び休業期間中における開館時間は、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

4 前条及び前3項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に開館することができる。

(利用区分)

第6条 図書の利用区分は、次のとおりとする。

(1) 館内利用

(2) 館外貸出し

(館内利用)

第7条 図書は、館内で自由に閲覧することができる。

2 閲覧した図書は、所定の場所に返納しなければならない。

(館外貸出し)

第8条 館外貸出図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。

区分	冊 数	期 間
教員等	50冊以内	貸出日の属する年度の末日まで
職員	30冊以内	1ヶ月以内
大学院生	30冊以内	1ヶ月以内
学生	5冊以内	2週間以内
利用証交付者	5冊以内	2週間以内

2 前項の貸出しが、更新することができるものとし、当該更新について必要な事項は、別に定める。

3 館長が必要と認めたときは、第1項の貸出期間及び冊数について、特別な取扱いをすることができる。

4 休業期間中の貸出しひについては、別に定める。

(図書の返納)

第9条 館外貸出しを受けた図書は、貸出期間満了の日までに返納しなければならない。

2 次に掲げる場合は、貸出期間満了の日前においても返納しなければならない。

(1) 教員等又は職員が転退職したとき。

(2) 大学院生又は学生が卒業若しくは休学し、又は退学、停学若しくは除籍の処分を受けとき。

(3) その他館長が必要と認めたとき。

(貸出し禁止の図書)

第10条 次に掲げる図書は、館外に貸出しすることができない。

(1) 貴重図書

(2) 逐次刊行物その他禁帶出の表示のある図書

(3) 視聴覚資料

(4) その他館長が特に指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、本学の教員等又は職員は、あらかじめ館長にあてて禁帶許可願を提出し、その許可を受けて、貸出禁止の図書を館外へ帶出することができる。

(転貸の禁止)

第11条 館外貸出しを受けた者は、その図書を転貸してはならない。

(複写)

第12条 利用者は、学術研究又は学習を目的とし、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）に違反しない場合に限り、図書の複写又は撮影を行うことができる。

2 図書の複写又は撮影の手続については、別に定める。

(損害の弁償)

第13条 利用者が図書を損傷又は紛失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(利用の停止)

第14条 図書館の利用に関する諸規程及び図書館職員の指示する事項に違反した者には、閲覧又は貸出しを停止することがある。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、図書の利用等について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学図書館利用規程（平成5年4月1日施行）の規定に基づきなされた許可、処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたも

のとみなす。

附 則（平成23年規程第18号）  
(施行期日)  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第15号）  
(施行期日)  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。